

上尾市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

上尾市長 島山 稔

上尾市規則第18号

上尾市税条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市税条例施行規則（昭和50年上尾市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「市民税・県民税減免申請書」を「市民税・県民税兼森林環境税減免申請書」に改め、同条第2項中「市民税・県民税減免（棄却）通知書」を「市民税・県民税兼森林環境税減免（棄却）通知書」に改める。

別表34の項中「市民税・県民税減免申請書」を「市民税・県民税兼森林環境税減免申請書」に改め、同表36の項中「市民税・県民税減免（棄却）通知書」を「市民税・県民税兼森林環境税減免（棄却）通知書」に改める。

第34号様式を次のように改める。

市民税・県民税 兼 森林環境税 減免申請書

(宛先)

上尾市長

年 月 日

納税義務者

住（居）所

氏 名

電 話 番 号

年度市民税・県民税及び森林環境税の納税通知書を受けましたが、次のとおり減免を受けたので上尾市税条例第 51 条第 2 項及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第 3 条第 1 項の規定により申請します。

| 年 度 | 納 期 の 別 | 税 額 (森林環境税を含む) | 減免を受けようとする税額 (森林環境税を含む) |
|--|---------------|--|----------------------------|
| 年度 | 期 (月) | 円 | 円 |
| (該 当事 由を それ ぞれ ○印 で 囲む こと) | 市民税・ 県民税 | 1 生活保護法の規定による保護を受ける者 2 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 3 学生又は生徒であって納税が著しく困難と認められる者 4 り災により生活が困難となった者 5 上記に掲げるもの以外で、特別の事由がある者 | |
| | 森林 環境 税 | 1 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により生命、身体又は財産に甚大な被害を受けた者として政令で定める者 2 生活保護法の規定による生活扶助その他これに準ずるものとして政令で定める扶助を受けている者 3 失業又は廃業により収入が著しく減少したことその他の政令で定める特別の事情により森林環境税の納付が困難と認められる者 | |
| 上記の具体的理由 | | | |
| 事由を証明する添付書類 | | | |

〈備考〉

- 1 「納期の別」の欄には、減免の対象となる納期を全て記入すること。
- 2 「税額」の欄には、「納期の別」の欄に記した納期ごとの税額を合計し記入すること。

第36号様式を次のように改める。

市民税・県民税 兼 森林環境税減免（棄却）通知書

第 年 月 日 号

納税義務者
住（居）所

氏 名 様

上尾市長



年 月 日付けの市民税・県民税及び森林環境税に係る減免の申請については、次のとおり減免（棄却）しましたので通知します。

| 年 度 | 納 期 の 別 | 税 額 (森林環境税を含む) | 減 免 税 額 (森林環境税を含む) | 差 引 納 付 税 額 (森林環境税を含む) |
|-----------|----------|-------------------|-----------------------|---------------------------|
| 年 度 | 期 (月) | 円 | 円 | 円 |
| 決 定 の 理 由 | | | | |

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後に、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第42号様式の2を次のように改める。

下記の過誤納金額を充当しましたので
通知します。

※森林環境税の課税がある場合の充当の金額は森林環境税
に対する委託納付・納入の金額を含みます。

様

年 月 日

埼玉県上尾市長



過誤納金充当通知書

| 《充当元》 | | | | | 確認番号 | |
|--------|-----|--------|-------|-----|-----------|-----|
| 科目 | 年度 | 年度分 | 通知書番号 | | 充当理由 | |
| | | | | | | |
| 期別(月) | 収納日 | 納付すべき額 | 納付済額 | | 充当する過誤納金額 | |
| | | | 納付額 | 延滞金 | 充当額 | 延滞金 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| (単位:円) | | | | 合計 | | |

| 《充当先》 | | | | | | 確認番号 | |
|--------|----|-----|-------|-------|-----|------|-----|
| 科目 | 年度 | 年度分 | 通知書番号 | 期別(月) | 未納額 | 充当額 | |
| | | | | | | 充当額 | 延滞金 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| (単位:円) | | | | | 合計 | | |

※ この通知書は充当した市税等の領収証書の代わりとなりますから、5年間大切に保存してください。

問い合わせ TEL

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。